

小口零細保証(創業者支援分)

制度の特徴

創業資金を対象とした低金利・低保証料の県制度です。創業前から創業後1年未満であればご利用可能です。

対 象 者	原則として県内に居住している事業を営んでいない個人が、県内で新たに小口零細保証(零細分)に該当する小規模企業者として開業する場合(開業後1年未満の者を含む)であって、1及び2のいずれにも該当するもの 1.①～③のいずれかに該当するもの ① 1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの ② 2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該事業を開始する具体的な計画を有するもの ③事業所の賃貸契約締結又は会社設立等、開始する事業の客観的着手が明らかであるもの 2.許認可等を必要とする事業を開始しようとする場合には、当該許認可等を受けていること、又は、受けることが確実と見込まれるもの
保 証 限 度 額	2, 0 0 0万円
保 証 期 間	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
据 置 期 間	1年以内
金 利	1.70%以内
保 証 料	0.13~1.34% (「創業関連保証」の要件を満たす場合は0.50%)
担 保	原則不要
連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。